光長寺蔵『佛法傳來記』について

小西徹龍

はじめに

大本山光長寺には、宗祖日蓮聖人、日春・日法両聖人に関わる法宝物が多数格護されており、今日までの調査によって多くの新知見が得られている。平成五年に行なわれた日法聖人御所持本調査委員会と静岡県史編纂室による調査の際に、立正大学教授中尾堯氏が同席され、同寺蔵『山門申状』『佛法傳來記』の二点が、宗内で伝承されていたごとく日蓮聖人の真蹟であることを確認された。この二点の中、『山門申状』については、書誌と本文について既に発表したが、[1]本稿ではもう一つの『佛法傳來記』について本文紹介と若干の検討を加えたいと思う。

一　『佛法傳來記』の形状

現在の形状は巻子本であるが、折目とコヨリの綴じ穴の跡が残っていることから、前の形は冊子本であったことが

知られる。現在の巻子本の裏打紙が新らしく貼替えられているが、紙継目の紙背の一部に押された黒印から光長寺宝物の修復が行なわれた延宝三年（一六七五）、第二十四世日寛上人の代に冊子本から巻子本に形が変えられたものである。(2)

現存紙数は、冊子本として十七紙であるが、第一紙の半分は欠損し、第十六紙も文章が断絶しているので、原形のまま伝来したものではない。なお『佛法傳來記』は、紙背にも文字が書かれている。

現在測定出来る各紙の法量と墨付の行数、表裏文書の紙数の位置関係は、別表のようである。

『佛法傳來記』は、第一紙に徳蔵菩薩のこと、第二紙～第五紙に日本国へ仏法伝来のこと、第六紙～第十二紙に開元釈教録の引用、第十二紙に続高僧伝の引用、第十三紙以下に貞元釈教録が引用されていて全てが仏法伝来の記事ではない。

現存する十七紙の配列順序については、丁数が記されていないので記事の内容は検討する必要がある。『佛法傳來記』の紙背には、声聞・縁覚・菩薩という修行者の行位等が図解されており、それを検討する限りでは、紙背から見た現在の文書の継ぎ方に錯簡は無いようである。但、修復の際に現在表となっている記事の配列を検討せずに、紙背文書の順でのみ継いだとすると、表にある記事に錯簡の有る可能性も否定出来ない。

『佛法傳來記』の形状と表裏文書の関係について、中尾堯氏は次のように考えておられる。(3)

1 『仏法伝来記』は、現在は巻子本の体裁であるが、もとは冊子本である。

2 『仏法伝来記』は、『一代五時図』を書写した紙背の部分と、仏法伝来についての部分からなっている。

3 『仏法伝来記』と『一代五時図』のどちらが先に書かれたかというと、書体を見ると、『一代五時図』の方が若い

紙背文書			表文書				
紙数	表裏	記事内容	紙数	紙幅(cm)	表裏	行数	記事内容
			1	18.4	表	8	徳蔵菩薩
13			2	37.8	表	9	欽明天皇代仏教伝来
	表	十六心の中、十心			裏	9	
12	裏 表	十六心の中、六心 七覚支、八正道	3	38.0	表 裏	8 5	敏達天皇代
11	裏 表	五力 五根	4	38.0	表 裏	8 9	用明天皇代
10	裏 表	四正断、四神足 四種十二因縁、四念處位	5	38.4	表 裏	1 0	同上
9	裏 表	四種四諦、四種二諦 前項のつづき	6	38.4	表 裏	8 8	開元釈教録巻十八
8	裏 表	三蔵教、四諦の説明 第二僧祇、第三僧祇、百大劫	7	37.2	表 裏	8 8	同上
7	裏 表	初僧祇位 声聞縁覚有七異三同	8	38.0	表 裏	8 8	同上
6	裏 表	十二因縁 辟支仏位、独覚	9	38.0	表 裏	7 8	同上
5	裏 表	時解脱、不時解脱 随信行、随法行、信解、見得、身證	10	38.0	表 裏	8 8	同上
4	裏 表	忍法位、四向 四諦	11	38.2	表 裏	8 8	同上
3	裏 表	頂法位、四神足 惣想念處、四善根の中、燸法位	12	37.4	表 裏	7 7	同上 続高僧伝巻十六
2	裏 表	三賢の中、五停心、別想念處 四教の中、別教、円教を標示	13	38.0	表 裏	8 8	貞元釈教録巻二十八
1	裏 表	貞元釈教録の一部	14	28.2	表 裏	8 4	同上
			15	37.0	表 裏	8 8	同上
			16	35.0	表 裏	7 6	同上
			17	13.3	表	2	標題と署名

（1紙の縦幅は29.3cmである）

感じである。また『一代五時図』の横線が継目を渡っているから、巻子本であったことがわかる。

4結局日蓮聖人は、『一代五時図』を書かれた巻子本を継ぎ目から解装し、これを裏返して冊子に仕立させ、それに『仏法伝来記』を改めて書写され、日法上人に与えられた。そして前者が書写された後に改めて冊子に仕立てられるまでには、数年の歳月は過ぎたと思われる。

中尾氏の見解を確かめる為に紙背部分を詳細に検討してみると、次のような点に注目される。

1第十四紙の紙背のみが『貞元釈教録』の写しで、第十三紙紙背から第二紙紙背までの部分に、声聞・縁覚・菩薩の修行の行位が記されている。

2各紙の継目を見ると、図解の部分で線が前紙から後紙に続いている場合もあるが、ほとんどが切断されている。これは中尾氏の言われるように、巻子本を継目で解装した時に、線が切断されたとも考えられる。

3紙背から各紙の折目の部分を見ると、折目を渡る図解の線の中、第十一紙紙背は一直線であるが、他の折目の部分に線が切れている所がある。第十紙、第九紙、第八紙、第三紙の紙背にある折目を渡る線は、いずれも折目の線で食い違いが見え、一気に引かれた直線ではない。

4現在表の『佛法傳來記』が冊子本に書かれ、それを修復の為に巻子本に仕立てた時に、各紙の端が切断されているが、紙背を一紙ごとに見ると、どの継目上にも文字は書かれておらず、必ず継目部分の余白を取って一紙の中に納まるように書かれている。又各紙の中央にある折目の線上にも文字は書かれていない。

5表裏の文字の筆蹟については、中尾氏の言われるように、現在紙背となっている部分の文字が一番若いが、次に『佛法傳來記』の部分が書かれ、『開元釈教録』『貞元釈教録』の部分は最後に書かれたと考えられ、表の部分で

も筆蹟に時間的な経過が見られる。

前記の3・4から、紙背の修行者の行位は、紙を継いだ巻子本に書かれたのではなく、最初から一紙を半分に折って造られた冊子本に書かれたものと考えたい。そして後に冊子本を改装して、その順序のまま各紙を裏返し、冊子本を造り、それに現在第二紙表より第五紙表までに『佛法傳來記』、第六紙表より『開元釈教録』等を書写されたものであろう。

しかし、ここで問題になるのは、第十四紙紙背の『貞元釈教録』の部分である。

現在翻印されている『開元釈教録』[4]『貞元釈教録』[5]を参考に検討してゆくと、第六紙表から始まる『開元釈教録』の記事は、途中『続高僧伝』を引用した「信行」の記事を挟んで『貞元釈教録』の記事となるが、第十四紙の左半紙の途中で切断されている。丁度この第十四紙の紙背にのみ『釈教録』の記事があり、現在の『貞元釈教録』には無い記事である。そこで『開元釈教録』と対照してみると、第十四紙紙背の記事は、第十四紙表の記事の続きで、さらに第十五紙に続くことが確認された。すなわち現在の調巻のままでは、第十四紙表左部分と第十五紙表右部分は、文章として続かなかったが、第十四紙紙背部分を挟むと連続した文になることが知られ、さらに現存する記事の最後尾である第十六紙まで一連のものであることが確認された。

第十五紙、第十六紙には紙背部分に文字は無いので、修行者の行位を記した紙背を利用した第十三紙までの冊子本に、新たに第十四紙以下（幾紙あったかは不明）の紙数を加えて冊子本とされたものである。但、表と紙背に『釈教録』が筆写された第十四紙は、表左部分で切断されていて、文字の書かれているのは四行のみで、記事として連続している紙背を見ると、「根機普薬法二巻」の部分が丁度折目上に書かれている。前記のように、修行者の行法を記した

紙面を裏返して冊子本を造った上で、『佛法傳來記』や『釈教録』を書写したのであるから、本来第十四紙の紙背には筆写出来ないはずである。そこで現状を理解出来るように考えると、全十六紙以上の冊子本（第十三紙までは紙背を再利用）を造り、「佛法傳來」から写し始めて筆写が終了した。その後、第十四紙左半紙部分の記事に訂正すべき点が生じたが余白がない。そこで第十四紙の左半紙の五行目以下を切り取り、紙背に訂正すべき記事を筆写した。従って第十四紙は、冊子本の中で右半紙は綴じられていても、左半紙は折り込み状態で、紙背が読めるようになっていた、ということである。

このように冊子本を裏返して順序を変えずに新たな冊子本としたのは、改装に携わった人物に紙背となる文章をも残そうという気持があった為であろう。

尚、現在最後尾第十七紙にある「仏法渡次第□記」と「釈日法（花押）」と書かれた一紙は、この写本の所持者であった日法聖人が表紙として付けられたもので、冊子本から巻子本への改装時に痛みのはげしい表紙の墨付の部分のみを最後尾に表装したと思われる。

また、標題の「次第□」の部分に墨が付いて、一見文字を抹消されたように見えるが、第一紙から第四紙あたりまで丁度の各紙の同じ位置に墨ヨゴレがあるので、抹消の墨ではなく、何らかの拍子に標題に墨が付き、それが第四紙まで浸みたものである。さらにこの墨ヨゴレを見ると一紙の右半紙と左半紙で対称の形になっているので、この形と破損部分の形状から、本稿で第一紙とする徳蔵菩薩の記事のある半紙は、一紙の右半紙であり、左半紙は欠損していることが知られる。

二　『佛法傳來記』の呼称について

現在の巻子本には、題簽に『佛法傳來記』とあり、[6]題簽の下部に貼られた昭和四十九年八月二十四日付の光長寺宝物管理委員会の調査ラベルには、名称「日本国佛法渡次第記」、筆者「宗祖（日法筆ならんか）」とある。

明和五年（一七六八）編、『光長寺霊宝扣』には、「蓮師御筆」の部に「日本佛法傳來記文云一軸」とある。

題簽は、延宝三年（一六七五）光長寺二十四世日寛上人代に巻子本に修復の際に付けられたと思われるが、これは第二紙一行目に「日本國佛法渡事」とあることから付けられ、管理委員会のラベルの題は、巻末に「仏法渡次第□記」と日法聖人の筆で書かれていることから付けられたものである。

三　筆者と筆写時期

筆者については、前述のように『光長寺霊宝扣』では日蓮聖人とし、光長寺宝物管理委員会のラベルでは「宗祖」としながらも、末尾の日法聖人の署名に影響されて「日法筆ならんか」と註記している。また大正七年十二月に光長寺の宝物調査を行った稲田海素師は、『佛法傳來記』を日法聖人の写本としている。[7]

日蓮聖人の筆蹟を長年研究されている中尾堯氏は、『佛法傳來記』を聖人の真蹟であり、筆写時期は文永六年か七年とされ、紙背の文字は、文永初年のものとされている。[8]今はこの説に従っておきたい。但、第一紙として表装されている部分の筆者については、仏法伝来、開元釈教録、貞元釈教録とは異筆であり、日春・日法聖人の筆かとも考えられるが、現在は不明である。

四　『佛法傳來記』の内容

後に翻印するように、『佛法傳來記』の内容は、表文書の①徳蔵菩薩に関する記事　②日本国への仏法渡来の記事　③開元・貞元釈教録に関わる記事の三つの部分と、紙背文書の④修行者の行位、の計四部分から成っている。以下この順に内容について検討したい。

①徳蔵菩薩に関する記事

半紙分しか残存していないので詳しい内容は不明であるが、法華経序品中の「時有二菩薩一、名日二徳蔵一。日月燈明佛、即授二其記一、告二諸比丘一。是徳蔵菩薩、次當二作佛一、號日二浄身、多陀阿伽度、阿羅訶、三藐三佛陀一。」[9]の経文について述べたものであり、「次當作仏」と言われても、二乗小行の輩であるから、大乗に心を変えても速く成仏出来るものではなく、「次當作仏」と言われても補處授記ではないと記されている。

『法華文句』『法華文句記』等にも、この経文の解釈として徳蔵菩薩の名が記されているが、[10]第一紙の文章とは異なり、何かの写しか、宗祖の講義録のような文章か、ということについては今後の検討課題としたい。

②仏法伝来の記事

『日本紀』を引用して欽明天皇代に仏教が我国に伝来してより、敏達天皇、用明天皇の代の仏教興隆に関わる記事が筆写されている。

『日本紀』は、『日本書紀』のことであるが、宗祖遺文中の仏教伝来の記事については、『扶桑略記』を参照されることが多い。[11]本稿で検討している。『佛法傳來記』についても、『扶桑略記』の引用が見られるのか、次に繁雑ではあ

るが『佛法傳來記』中の記事に対応する『日本書紀』と『扶桑略記』の記事を比較する為に列記してみる。[12]

(1)欽明天皇　治卅二年王子男十七人　女九人　四人即位　癸亥年即位　以庚申年爲元年

日本書紀

子の氏名等個別の記事はあるが、このような表現の記事はない。

扶桑略記

欽明天皇　卅一代　治卅二年　王子男十七人　女九人　四人即位

繼躰天皇第三子、母皇后手白香、又名橘仲皇女、仁賢天皇女也　癸亥年即位。庚申年爲元年、経四箇年而已

(2)壬申冬十月十三日辛酉　百済国聖明王始献金銅釈迦像一躯并経論幡蓋等　其表文略之但是

日本書紀

冬十月、百済聖明王遣西部姫氏達率怒唎斯致契等、献釈迦佛金銅像一躯、幡蓋若干経論若干卷。

扶桑略記

壬申冬十月十三日辛酉、百済国聖明王始献金銅釈迦像一躰、并経論幡蓋等、其表云。

(3)表云　臣聞　万法中佛法最善　世間之道佛法最上　天皇陛下亦應修行　故敬捧佛像経教法師　附使貢献宜信行者已上

日本書紀

対応する記事はない。

扶桑略記

一云、同年壬申十月、百済明王献二阿弥陀佛像、長一尺五寸 観音勢至像一尺長 表云、臣聞、万法之中、佛法最善、世間之道、佛法最上、天皇陛下亦應二修行一、故敬捧二佛像経教法師一、附レ使貢献、宜二信行一者已上。

(4)使人西部姫氏達率怒利致契与思率多利并貳人等差使貢　天皇聞其表文歓喜踊躍　詔使者曰　朕従昔以来事

日本書紀

百済王臣明謹遣二陪臣怒唎斯致契一、奉二伝帝国一、流二通畿内一、果二佛所レ記我法東流一、是日、天皇聞已歓喜踊躍、詔二使者一云、朕従レ昔来。

扶桑略記

渡二伝帝国一、流二通畿内一、果二佛之所レ記我法東流一矣　天皇聞已、歓喜踊躍、詔二使者一云、朕従レ昔来。

(5)大臣悦安置小治田家勤修出世之業　次捨向原家爲寺榴木原家　是時疾疫盛興矣　大連等奏曰　不須臣等之計致此疾□　縦火焼寺　于時無風雲而雨有火災□大殿　同年大連物部尾輿薨

日本書紀

大臣跪受而忻悦安二置小墾田家一、懃脩二出世業一爲レ因、浄二捨向原家一爲レ寺、於レ後国行二疫気一、民致二夭残一、久而愈多、不レ能二治療一、物部大連尾輿、中臣連鎌子同奏曰、昔日不レ須二臣計一致二斯病死一、（中略）復縦二火於伽藍一、焼燼更無レ余、於レ是天無二風雲一忽災二大殿一。

扶桑略記

大臣悦受、安二置小治田家一、勤二修出世之業一、次捨二向原家一爲レ寺（榴木原家、牟久木也）　是時、疾疫盛興矣、物部尾輿大連等奏曰、不レ須二臣等之計一、致二此病死一、縦レ火燔レ寺、于レ時無二風雲一而火二災大殿一、同年、大連物部尾輿薨。

(6)以庚寅年彼坐寺佛像大焼已○□□無風莫雨清明　従天火降落舎利□□　明年辛卯四月天皇崩命也　又大連物部尾輿即薨　卅二年辛四月十五日天皇崩

日本書紀

卅二年、夏四月戊寅朔壬辰、天皇寝疾不豫、（中略）是月、天皇遂崩二于内寝一、時年若干。

扶桑略紀

卅一年庚寅三月、大臣蘇我宿祢稲目、年六十五薨、在官卅五年、（中略）卅二年辛卯四月十五日、天皇崩。

(7)敏達天皇　治十四年王子男七人女十人　辛卯年四月即帝位

日本書紀

元年夏四月壬申朔甲戌、皇太子即二天皇位一。

扶桑略記

敏達天皇卅二代 治十四年 王子男七人 女十人 無二即位人一

四月三日甲戌、天皇即二天子位一。

(8)新羅献太子　八年己亥十月　自新羅国献送釈迦像　厩戸王上宮太子奏云　末世尊之則銷禍蒙福　蔑之則招災縮壽

天皇大悦　安置供養　今在興福寺東金堂

日本書紀

八年冬十月、新羅遣二枳叱政奈末一進レ調、并送二佛像一。

扶桑略記

八年己亥十月、自二新羅国一献二送釈迦佛像一、厩戸王子上宮太子也奏曰、末世尊レ之則銷レ禍蒙レ福、蔑レ之則招レ災縮レ壽、

天皇大悦、安置供養、今在二興福寺東金堂一。

(9)十四年己巳二月同三月大連物部弓削宿祢守屋并中臣勝海連等

日本書紀

十四年春二月戊子朔壬寅、（中略）三月丁巳朔、物部弓削守屋大連與二中臣勝海大夫一奏曰。

扶桑略記

十四年乙巳二月、（中略）同三月、大連物部弓削宿祢守屋、并中臣勝海連等。

(10)欽明辛卯四月天皇崩命

日本書紀

夏四月戊寅朔壬辰、（中略）是月、天皇遂崩二于内寝一、時年若干。

扶桑略記

卅二年辛卯四月十五日、天皇崩。

(11)卅一年庚寅三月大臣蘇我宿祢稲目□十五薨在位卅五年

日本書紀

卅一年春三月甲申朔、蘇我大臣稲目宿祢薨。

扶桑略記

卅一年庚寅三月、大臣蘇我宿祢稲目、年六十五薨、在官卅五年、歴二二代朝一。

(12)敏達天皇　辛卯年四月即帝位

日本書紀

元年夏四月壬申朔甲戌、皇太子即二天皇位一。

扶桑略記

四月三日甲戌、天皇即二天子位一。

(13)十四年乙巳三月大連物部弓削宿祢守屋并中臣勝海連○時天皇与大連等忽発患瘡　同年八月十五日　天皇春秋廿四崩

日本書紀

三月丁巳朔、物部弓削守屋大連與二中臣勝海大夫一奏曰、（中略）属二此之時一、天皇與二大連一卒患二於瘡一、（中略）秋

八月乙酉朔己亥、天皇病弥留崩二于大殿一。

扶桑略記

十四年乙巳二月、（中略）同三月、大連物部弓削宿祢守屋、并中臣勝海連等（中略）于レ時天皇與二大連等一、忽発患レ瘡、（中略）同年八月十五日、天皇春秋廿四歳崩。

(14)用明天皇治二年　乙巳年九月五日天皇即位明年爲元年

日本書紀

九月甲寅朔戊午、天皇即二天皇位一。

扶桑略記

用明天皇卅三代　治二年　王子男七人　女一人　無二即位人一　（中略）乙巳年九月五日、天皇即位。明年以爲二元年一。

(15)二年丁未四月天皇不豫　詔郡臣曰　朕思欲帰三宝卿等宜量也　物部守屋大連中臣勝海連曰　何背国神敬他神哉

日本書紀

二年夏四月乙巳朔丙午、御二新嘗於磐余河上一、是日天皇得レ病還二入於宮一、群臣侍焉、天皇詔二群臣一曰、朕思三欲帰

二三宝一、卿等議之、群臣入レ朝而議、物部守屋大連與二中臣勝海連一、違レ詔議曰、何背二国神一敬二他神一也。

扶桑略記

二年丁未四月、天皇不豫、太子不レ解二衣帯一、日夜侍レ病、擎二香爐一祈請、音不レ絶レ響、詔二群臣一曰、朕思三欲帰二三宝一、卿等宜レ量也、物部守屋大連、中臣勝海連曰、何背二国神一、敬二他神一也。

(16)四月九日天皇崩

日本書紀

癸丑、天皇崩二于大殿一。

扶桑略記

四月九日、天皇崩。

(17)穴太部皇子守屋爲王也

日本書紀

五月、物部大連軍衆三度驚駭、大連元欲下去二余皇子等一、而立三穴穂部皇子一爲中天皇上。

扶桑略記

二年丁未五月、物部大連軍衆三度驚駭、守屋大連元欲下去二余皇子一、而立二穴太部皇子一、爲中天皇上。

(18)蘇我馬子奉炊屋姫令率兵□殺穴太部皇子

日本書紀

蘇我馬子宿祢等奉二炊屋姫尊一、詔二佐伯連丹経手、土師連磐村、的臣真嚙一曰、汝等厳レ兵、速往誅三殺穴穂部皇子與二宅部皇子一。

扶桑略記

六月、大臣馬子宿祢奉二炊屋姫令一、遣下二佐伯連等一率レ兵誅中殺穴太部皇子、宅部皇子上。

以上十八の部分に分けて比較してみたが、この『佛法傳來記』においても、宗祖は『日本書紀』よりも『抹桑略記』を参照されたと考えられる。

現存している宗祖遺文中には『佛法傳來記』と呼ばれる遺文は無いが、先師が整理した遺文目録の中には、『佛法傳來記』の名を記載したものがある。

まず『本尊聖教録』（中山祐師目録）には、[13]御書の項に「皇代並我朝佛法始事　一巻」とあるが、内容は仏教伝来に関わるものであろう。

『大聖人御筆目録』（身延意師目録）には、[14]「不御書御筆　巻物註文」の項に、「日本佛法傳來之事　一巻」とあって、内容は不明であるが、本稿で検討している『佛法傳來記』の題号と一致する宗祖真筆が存在したことが知られる。

また『身延山久遠寺御霊宝記録』（乾師目録）には、[15]次のような記載がある。

一、日本国佛法渡次第事

都于大和国高

敏達天皇孫　　此間文字損失

皇子

聴衆一百人沙弥一百口 文

已上廿五紙　表裏共御筆也　但奥十五紙ノ分裏ニ有之　初十紙ハ表ニ斗出ス

「此間文字損失」の部分は、『扶桑略記』によれば、次の記事の一部であると思われる。

舒明天皇　卅六代　号ニ田村天皇ニ　治十三年
王子男四人　女四人　二人即位

敏達天皇孫也、彦人大兄皇子二男、母敏達天皇女、糠手姫也、己丑歳正月四日丙午、年卅七即位、都二大和國高市郡岡本宮一。

また「聴衆一百人沙弥一百口文」の部分は、『扶桑略記』聖武天皇　天平九年十月丙寅日の

於二大極殿一講二最勝王経一、朝庭之儀、一同二元日一、律師道慈爲二講師一、堅蔵爲二讀師一、聴衆一百人、沙弥一百口。

に当ると思われ、久遠寺に存在した『日本国佛法渡次第事』は、日乾師の記事によれば、舒明天皇即位より聖武天皇天平九年十月丙寅日条までの部分で、丁度光長寺に現存する『佛法傳來記』に続く部分であることが知られる。

一方が現存しない両者を単純に結びつけることには問題があるが、久遠寺曽存の資料が全二十五紙であり、その中十五紙については、紙背に書かれていたことが知られる。

また『身延山久遠寺蓮祖御真翰入函之次第』（奠師目録）には、[16]「日本佛法傳來事　一巻」。『御書并御聖教目録』（筵師目録）には、[17]「日本佛法傳來次第事　一巻」。『西土蔵宝物録』（亨師目録）には、[18]「日本佛法傳來次第事　一巻」と見え、前の乾師目録に見える『日本国佛法渡次第事』が継続的に存在したことが確認出来る。

③開元・貞元釈教録に関わる記事

はじめは『開元釈教録』巻第十八からの抜き書であるが、同釈教録巻第十八は、別録中の疑惑再詳録第六と偽妄乱真録第七を収めたものである。疑惑再詳録は、経文の内容を検するに容易に真偽を決定出来ぬために、更に研究の必要なものを挙げており、偽妄乱真録は、中国に仏教が伝来してより以後、中国で作られた偽経があり、古くから真偽の研究が行なわれ、古経録に指摘された偽妄録を検討し整理したものである。[19]

『佛法傳來記』に引用された疑惑再詳録第六では、疑惑録の趣旨を記すだけで具体的な経名の引用はない。続く偽妄乱真録第七では、「佛名経」と「要行捨身経」を引用の後に、「三階佛法」「十大段明義」「根機普薬法」「三十六種対面不識錯法」「対根起行法」という三階教に関係する経典を引用している。[20]

続いて『続高僧伝』巻十六の中、「信行」の伝を抄録している。[21]さらに『貞元新定釈教目録』第二十八の中、別録中の疑惑再詳録第六、偽妄乱真録第七の一部を筆写したものである。[22]

このように、『開元釈教録』『貞元釈教録』の部分的な書写が行なわれているが、引用されているのは、信行によって隋代に興り唐代末まで盛んであった三階教に関わる記事である。

三階教は、隋代に興った新興仏教であるが、当時の社会不安や末法思想の浸透と共に急速に広まった。[23]しかし弾圧も受けており、前記の三階教に関する経典類も『開元釈教録』には記載されているものの、現在の『貞元釈教録』には、巻十、総集群経録上之十の中に「沙門釋信行（三十五部四十四巻集録如下二十八巻及三十巻中説）」と記されているのみで、[24]諸経典の記述は削除されている。

従って『佛法傳來記』の後半部分に宗祖が筆写された部分は、現在の『貞元釈教録』では見られない記事であり、

『三階教之研究』で削除されていない目録として掲げられた龍谷大学図書館蔵写本以外[25]の貴重な文献と言える。

日蓮聖人は三階教について遺文中に

漢土の三階禅師云、教主釈尊の法華経は第一第二階の正像の法門なり。末代のためには我がつくれる普経なり。法華経を今の世に行ぜん者は十方の大阿鼻獄に堕べし。末法の根機にあたらざるゆへなりと申て、六時礼懺四時の坐禅、生身佛のごとくなりしかば、人多く尊て弟子萬餘人ありしかども、わづかの小女の法華経をよみしにせめられて、當坐には音を失後には大蛇になりて、そこばくの檀即弟子竝に小女處女等をのみ食しなり。[26]

又禅宗の三階信行禅師は法華経等の一代聖教をば別教と下す。我が作る経をば普経と崇重せし故に、四依の大士の如くなりしかども、法華経の持者の優婆夷にせめられてこえを失ひ、現身に大蛇となり、数十人の弟子を呑食。[27]

等と記されており、謗法堕獄の例証とされている。遺文中に三階教について書かれていることから、『佛法傳來記』中の、開元・貞元釈教録の記事は、日蓮聖人の三階教研究の爲の書写であった可能性もある。

④修行者の行位

行位については、四教の中、別教、円教を標示した後に、七賢（三賢・四善根）七聖の位、声聞・辟子仏・菩薩の行位、四諦、十二因縁、四念處、四正断、四神足、五根、五力、七覚支、八正道、十六心の名目を挙げている。『西谷名目』や『天台四教儀』と比べると、語句に若干の違いのあるものの、大きな相違点は見られない。

あとがき

光長寺蔵『佛法傳來記』と呼ばれる文献について、本文翻印と書誌的な検討と内容について若干の考察を行なった。この文献には欠損部分があることは残念であるが、日蓮聖人の真蹟が現存することは非常に貴重なことである。それは、筆者と書写された時期が確定していることから、現在散逸もしくは抹消された資料を知ることの出来ることがある為である。

本稿でも、単に聖人が書写された真蹟であるというだけではなく、『貞元釈教録』の一部が時の為政者によって抹消され、中国に存在しない記録を聖人の書写本の中に見つけることが出来た。聖人の遺文を調査することで、宗祖在世当時の世情を知るという試みが行なわれているが、聖人の残されたものを文献資料として調査することも大事なことである。

本稿成稿に際し、格別の御配慮を賜った調査時の大本山光長寺貫首久保木日秀猊下並に現貫首片山日楽猊下、調査に立ち合われた石田智清執事長上人をはじめ山内の各上人に篤く御礼を申し上げます。

付記

本稿は平成五年九月法華宗教学研究所総会に於て発表した成果を改稿したものである。

註

(1)拙稿「光長寺蔵『山門奏状』について」古文書研究三九（平成六年十月）。

(2)光長寺寺宝の修理については、平成二年光長寺発行『御法門御聞書』解題一一五頁参照。

(3)中尾堯『ご真蹟にふれる』（平成六年　日蓮宗新聞社）一三二頁以下参照。

(4)『開元釋教録』二十巻唐智昇撰。大正新修大蔵経　第五五巻　目録部。

(5)『貞元新定釋教目録』三十巻唐圓照撰。大正新修大蔵経　第五五巻　目録部。以後『大正蔵』と略称する。

(6)題簽の法量は、縦一二・三センチ、横二・四センチである。

(7)稲田海素『日蓮聖人御遺文対照記』（明治四〇年　村上書店）には、『佛法傳來記』の名は見えないが、同氏が後に纒められた「祖書鑽仰史談（第四回）」（大崎学報八九号　昭和一一年）一一三頁で、日法聖人の写本の中に入れられている。

(8)註(3)引用書一三七頁。

(9)『縮刷妙法蓮華経並開結』（平楽寺書店）六七頁。

(10)徳蔵菩薩の授記について、『法華文句』第三上（『大正蔵』三四―三四b・三五c）『法華文句記』巻第三中（『大正蔵』三四―二〇七c）。徳蔵菩薩と補處弥勒菩薩について、『法華義記』巻第二（『大正蔵』三三―五九〇

a)。また徳蔵という名であれば、『維摩経』の註釈書に見えている。

(11)拙稿「扶桑略記に関する一考察—日蓮聖人御遺文と関連して—」(『関西学院史学一五　昭和四九年)参照。なお高木豊「日蓮における日本史の知識と認識—鎌倉在住期の場合—」(『野村耀昌博士古稀記念論集仏教史仏教学論集』昭和六二年　春秋社)では、聖人は『日本書紀』『扶桑略記』の両方を参照し、時に使いわけているとされる。

(12)『日本書紀』『扶桑略記』は新訂増補国史大系本を使用した。

(13)『昭和定本日蓮聖人遺文』三—二七三九頁。以後『定遺』と略称する。

(14)『定遺』三—二七四三頁。

(15)『定遺』三—二七四八頁。山川智應『日蓮聖人研究』第二巻(昭和六年　新潮社)五三〇頁に同記事があるが、表現が『定遺』と違っている。著者の注記に大正九年六月に身延山文庫で写真撮影したる時、本書を騰写、校合したという。

(16)註(15)引用、山川著書五四一頁。

(17)註(15)引用、山川著書五五八頁。

(18)『定遺』三—二七五八頁。

(19)小野玄妙編『仏書解説大辞典』第二巻(昭和四六年　大東出版社)「開元釈教録」の項参照。

(20)『大正蔵』五五—六七八b。

(21)『大正蔵』五〇—五五九c、五六〇a。

(22)『大正蔵』五五―一〇一五c、一〇一六b。

(23)三階教については、矢吹慶輝『三階教之研究』(昭和四八年　岩波書店)参照。尚、矢吹氏の研究を含んだ現在までの三階教の研究史と、新資料の紹介などを行った最近の研究に西本照真『三階教の研究』(平成一〇年　春秋社)がある。

(24)『大正蔵』五五―八四五c。

(25)註(23)引用矢吹著書、一八九頁参照。

抹消された文章が掲載された『貞元釈教録』について、塚本善隆「三階教資料雑記」同「日本に遺存する原本『貞元新定釈教目録』」(『中国中世仏教史論攷』所収、昭和五〇年　大東出版社)等の資料紹介がある。

(26)『撰時抄』(『定遺』二―一〇四〇頁)真蹟存。

(27)『下山御消息』(『定遺』二―一三四〇頁)真蹟断片存。

追記

本稿校正中に開催された平成十一年度法華宗教学研究所総会において、原井慈鳳氏の「光長寺文書の研究―『下山抄』片仮名文と平仮名文の筆者と『日本國佛法渡事』の筆者―」という発表があり、『佛法傳來記』の筆者は日法聖人である可能性が強いとの意見を出された。

筆者が宗祖ではなく、日法聖人であっても本字本の内容や評価が変ることはないが、筆者については改めて検討したいと考えている。

佛法傳來記　表文書

（巻初）

（第1紙表）

□讀經文是徳蔵并次當作仏　尓者有甫處□

已酬未酬ノ善俱開會也ヲ一　可耶　尓者俱開會□

非甫處授□

今付之一　不明夫更云　徳蔵并ト一　任テ并ノ名一□

何况二乗小行ノ輩ハ雖廻心向大ストニ　無預コト　速疾

此ハ次當作仏ト迷タリ　是非甫處授記ニ一云云　尓者難□

サ□此

付御答ニ一　不明両方ニ難セム　之ヲ一　何如

（第1紙裏は欠損）

（継目）

（第2紙表）

日本國佛法渡事

治卅二年王子男十七人
女九人　四人即位
癸亥年即位以庚申□(年カ)(1)
爲元年

日本記ニ云　欽明天皇

壬申冬十月十三日辛酉　百済國聖明王始獻金銅
釈迦像一軀并經論幡盖等　其表文畧之　但是
表云　臣聞　万法中佛法最善(ヨシ)　世間之道　佛法
最上　天皇陛(陛下カ)亦應修行　故敬捧佛像經教
□(法)師　附使貢獻宣信行者已上

(折目)

(第2紙裏)

使人西部姫氏達率怒利(ヌリ)致(チケイ)契与思
率多利并貳人等差使貢天皇聞其表
文歡喜踊躍　詔使者曰　朕從昔以来事
又云　又云
大臣悦安置小治(ヲハルタノ)田家勤修出世之業　次

捨向原家(ムクラノ)爲寺榴木(ツハキ)　是時疾疫盛興矣
└原家

大連等奏曰　不須臣等之計致此惣疾□
縱(ハナテ)火燒寺　于時无風雲而雨有火災□
大殿　同年大連物部尾輿薨

(継目)

(第3紙表)

又云　以庚寅年彼坐寺佛像大燒已○□
无風莫雨清明從天火降落舍利□
明年辛卯四月天皇崩命也
又大連物部尾輿即■(墨ケシ)薨
卅二年辛巳四月十五日天皇崩　敏達天皇
治十四年王子男七人女十人
辛卯年四月即帝位
新羅獻大子
八年己亥十月　自新羅國獻送釈迦像

(折目)

（第3紙裏）

厩戸王上宮太子奏云　末世尊之則銷禍
蒙福　蔑之則招災縮壽　天皇大悦　安
置供養　今在興福寺東金堂　十四年乙巳
二月同三月大連物部弓（削）萌宿祢守屋
并中臣勝海連等

（継目）

（第4紙表）

庚寅　又大連物部尾輿即□

欽明辛卯四月天皇崩命　蘇我大臣稲目□

卅一年庚寅三月大臣蘇我宿祢稲目□

十五薨在位卅五年　薨

敏達天皇　辛卯年四月即帝位

十四年乙巳三月大連物部弓削宿祢守
屋并中臣勝海連○時天皇与大連等

忽発患瘡　同年八月十五日天皇春秋廿四崩

（折目）

（第4紙裏）

用明天皇　治二年

乙巳年九月五日天皇即位　明年爲元年

二年丁未四月天皇不豫　詔郡（マヽ）臣曰　朕思

欲歸三寶卿等宜量也

物部守屋大連中臣勝海連曰何背

國神教（敬）他神哉

四月九日天皇崩

穴太部皇子守屋爲王也

蘓我馬子奉故屋（テスヤヒメノレイ）姫令率兵□

（炊カ）

（継目）

（第5紙表）

殺穴（マヽ）大部皇子

（折目）

（第5紙裏）

（白紙で記事はない）

（継目）

（第6紙表）

開元釈教録巻第十八（別録之八）　庚午歳西□（崇福カ）（2）

寺沙門智昇撰　別録中疑惑再詳録第□（六　一十カ）

四部一十九巻

疑惑録者　自梵經東闡（セム）年將七百　教者（有）

興廃時復遷移　先後翻傳巻將萬計　部帙

既廣尋閲難周　定録之人随開（聞）便上　而不細

尋宗旨理或疑焉　恐真偽（交）灸参是非

相渉　故爲別録以示將来　庶明達高人

（折目）

（第6紙裏）

重爲詳定

又云　佛有誠言此非真（實）難　經云　於我所説

若生疑者尚不應受況如是等　准斯

道雖(理)須簡是非　仍俟諸賢共詳真僞

開元釈教録才十八別録　庚午歳西崇福寺沙門別録中疑　再詳録才六一十四部一十九巻
智昇撰

右一經　新舊諸録並未曾載　然尋文理
亦渉人謀　依而行之獲驗非一　復須詳
審且附疑科　別録中僞妄乱真□(録カ)
第七三百九十二部一千五十五巻

(継目)

(第7紙表)

僞經者邪見所造以乱真經者也　自□(大カ)
師韜影向二千年　魔教競興正法□(衰カ)
損　自有頑愚之輩悪見迷心　僞造諸經
誑惑流俗　邪言乱正可不哀哉　今恐真
僞相参是非一概　譬夫崐山寶玉與瓦
石而同流　瞻部真金共鉛鐵而齊濱(價)
今僞件別真僞可分　度(庶)經渭殊流無
貽後患

（第7紙裏）

又云　要行招（捨）身經　三紙餘有捨身願文若有五紙（共カ）

右一經亦知何人所造　邪當盛行　經初

題云　三藏法師玄奘訳　按法師所訳

有此經　僞謬之情照然可見

開元録第十八

佛名經十六巻（或三十二巻）　本經雖真以有□（僞カ）

雜編之於此　右一經時俗号爲馬□（頭カ）

（折目）

（継目）

（第8紙表）

罪（羅）刹佛名　似是近代所集　乃取留□（支所カ）

譯十二巻者錯綜而成　於中取諸經名□（目　取カ）

後辟支佛名及并（菩薩）名諸經阿羅漢□（名　以カ）

爲三寶次第　惣有三十二件　礼三寶後

皆有懺悔　〻〻之下仍引馬頭罪（羅）到（刹）僞

經置之於後　乃以凡俗鄙（語）諸（雜）新（聖）於取言

經言　抄前著後抄後著前　〻後著

中　中著前後　此正當也　尋其所集之

（折目）

（第8紙裏）

全是庸愚品（只）如第四巻中云　南无法

顕傳經右（在）法寶中別（列）此傳　乃是東晋

平陽沙門法顕　往遊天竺自記行遠（迹）

（元）无非是經置法寶中誤謬之甚　又

如第九巻云　南无富楼那南无弥多羅

尼子　此是一人名分爲二唱　次云　南无阿

難羅睺羅　此乃二人之名号合之□（爲一如カ）

斯謬妄其数二是繁（疎）不能廣陳□（略指カ）

（継目）

（第9紙表）

如右　群遇（愚）倣習邪當（黨）共傳　若不指□（明カ）

恐穢真教　故述之也

三階佛法四巻　内典録云　三階別集四巻者即此是

大(十)大段明義三巻　長房録云三階別集三巻者即此是

根機普薬法二巻　大周録中除此之外更有三階集録二巻者誤

三十六種對面不識録(錯)法一巻　對面不識錯

（折目）

（第9紙裏）

右三階法都有四部　初是四巻三階

次是三巻三階　三是兩巻　〻〻後是

一巻三階　後之三本入集録数

又云　對根起行法一巻　明一切衆生對根起行法於内有五段

右三階法及雑集録　惣三十五部四十四

巻　随(隋)真寂寺沙門信行撰

長房録云　都惣三十五巻内典録云□

都四十巻大同　僞録但載二十部二十□(九カ)

（継目）

（第10紙表）

巻遍授不盡其三階教□云四□(十カ)

巻而不列部巻篇目今細校(捜)括具□(件カ)

如上信行所撰
雖引經文皆當(黨)其偏見妄穿鑿　既乖(墨ケシ)■
于聖旨復昌(冒)真宗　開皇二十年有勅　禁
断不聴傳行　而其徒既衆曼莚弥廣　同習
相黨朋援繁　即以信行爲教主別行異多法余同天授五部三寶　隋文雖
断流行不能断　失欠　其本根　我唐天后證

（折目）

（第10紙裏）

聖之无(元)有制合(令)定偽經及弁(雑)符録　遣送
祠部集内　前教門既違背佛意別稱
異器(端)　即是偽雑符録云(之)限　又准天后聖
暦二年勅　其有學三階者唯得乞食　長
齋絶(毀)絶授持戒坐禪　此□(外)取行皆是違
法建　律欠　輙

我開元神武皇帝　聖徳先(光)被普(洽)驗黎元
聖日再落麗天无幽不燭　知彼(反)及真稱妄□(構)(出カ)
悲

（継目）

（第11紙表）

制断之　開元十三年乙丑歳六月三日勅（諸カ）□

寺三階院並合（令）除去隔部（障）　使與大院□（相通カ）

衆僧錯居不得別住　可（所）行集録悉禁断（除カ）□

興（毀）　若綱（維）難（縦）修其行化護（誘）人　而不□（糺カ）者勒還俗

事（幸）承明旨使革往非　不□（敢カ）妄偏（編）在録　並従刑（刊）

斯以示（削）将来　略七（其廣）　階依洹（経）集出雖无異義

即是信行集録之数明□（制カ）除廃不能（敢）輙

存故載斯録

（折目）

（第11紙裏）

佛法有六義第一應知經一巻　□（祐カ）無字　房録中有

六道（通）無礙六根淨業義門經（一）十巻　祐經字無　房録中有

右二部（二）一巻　梁僧祐録云　齊武帝時比丘

靜（釋）法願　抄集經義所出　雖如（弘）經義異

於僞造　然既立名号則別成部巻　懼後

代疑乱故明住（往）千（于）録　長房録云也皆共別用（引）僞（爲）疑經故後載傳後□（世）（復）（業カ）

識源業(幸)
同鑒最

（第12紙表）

右一部五巻梁僧祐録云　齊武帝時□(比丘カ)
釈王宗所撰　抄集衆經有似数林　但□(題カ)
稱佛制　懼亂名(實)著故(注)經于録　長房録云首題經名
遍預於録既非正經世所疑惑　戒果房(莊)嚴經一巻　或無經字有八章頌
右一部一巻　階(隋)制(翻)經學士費長房録云
菌(簡)齊武帝代永明五年常(侍)庚頡採
經(意)盡撰(撰)施録者曰採意爲(爲カ)頌不同□造

（第12紙裏）

既別立經名忠(恐)濫於曲仁壽録及大同(周)録
涌(編)在僞中今同彼偏於　録偽
續高僧傳巻第十六　廣釈道宣撰　習禪初　(3)
齊鄴下南天竺僧井達磨傳五、道■(胄)(墨ケシ)
略之

（継目）

（折目）

齊鄰中釈僧可傳六　向居士　化公　穆公　松公　法林　僧那　恵満

略之

釈信行　姓王氏　魏郡人○

後於相州法蔵寺　捨具足戒

（継目）

（第13紙表）

直陳曽无典籍（曲）（指）　諸聞信者莫□（不頂カ）

受其言　通捨章疏從其化

開皇之初被召入京　僕射高穎　邀□（延カ）

往（住）真寂寺立院處之　乃撰對根起

行三階集録及山東所制衆事諸法

合四十餘巻○開皇□（未カ）歳勅断不行文

翻經臨壇西明寺賜此等沙門圓照等奉（紫）（4）

勅撰

貞元新定釈教目録巻第二十八　別録之九（5）

（折目）

（第13紙裏）

別録中疑惑再詳群録

第六一十四部一十九巻

疑惑録者　自梵經東闡(セム)年將七百　教有

興廃時復遷移　先後飜傳巻將萬計　部

帙既廣尋閲難周　定録之人隨聞便止(上)　而

不細尋宗旨理或疑焉　今恐真偽交

参是非自涉(相)　故別録以示將来　庶□(明達カ)

高人重爲詳定文

(継目)

(第14紙表)

又云　佛有誠言此非真(實)難　經云　於我所□(説カ)

若生疑者尚不應受況如是等　准□(其カ)

道雖(理)須簡是非　仍俟諸賢共計(詳)真

偽

又云　一別録中偽妄乱真録第七　三百九十三部一千四百九十一巻

偽經者　邪見所造以乱真經者也　自在(大)

暫(師)韜向二千年　魔教興正法衰・損自有

頑愚之輩　悪見迷心僞造諸經　誑惑

（折目）

（第14紙裏）

流俗邪言乱正　可不哀哉　今恐真僞

相参是非一槩　譬(ヒ)夫崑山寶玉與瓦

石而同流　瞻部真金共(与)鉛鐵而齊濱(價)

今僞(爲)件別真僞可分　度(庶)涇渭殊流

（第14紙紙背につづく）

（継目）

（第15紙表）

右三階法都有四部　初是四巻三階　次□(是カ)

三巻三階　三　是四(両)巻三階　後是一巻三階

後之三本入集録數(文)

右三階法及雑集録惣三十五部四十四巻

隋真寂寺沙門信行撰前件集録

開元釈教録編在此録之中　今奉

貞元十六年四月十三日勅　右衛(街)功徳使

條(牒)　稱得化度寺僧(シ)善才等状　請編

（第15紙裏）

入貞元新定釈教目録者　准状條(牒)

修撰院者具列如後

勅右衛(街)功徳使　條(牒)修撰院

化度寺三階故傳法高僧信行禪師

謹依經纂出三階集録参拾悟(伍)部

共肆拾肆巻　今伏見天恩撰貞元前

定釈教目録　次伏請□(牒カ)修撰經自□(目)(所カ)

編入

（折目）

（継目）

（第16紙表）

條(牒)得僧善才等状　前件高僧信□(行カ)

謹依三蔵教中抄出精義纂成三階

集録　謹具部巻如前　所宗宗學徒

除幾(畿)句(旬)外州　今京城内五十五寺各有

禪院　住相續二百餘奉(年)僧尼二衆千人

已上　見遵此法爲　國修行　晝夜六時
礼懺行道　頭陀乞食僧利不受

（折目）

（第16紙裏）

去真(貞)観中奉越王貞立　□(興カ)教
説法等碑　釈法琳又撰傳法碑　去
廣徳二年伏蒙　代宗皇帝降墨
勅　修螢(営)南山霊塔　去大暦六年伏
奉御製再修霊塔　碑文并　御
製碑額　勅令大子小保韓釋(択)木□(題カ)

（継目）

（第17紙表）

仏法渡次第■(墨ケシ)記

釈日法（花押）

（巻末）

佛法傳來記　紙背文書

（継目）

（第14紙紙背）

无貽後患文

又云　三階佛法四巻　内典録云三階別集（6）四巻者即此是

根機普薬法二巻　大周録中除此日之外有三階集錯二巻者□（誤カ）

十大段明義三巻　長房云三階別集三巻者即此是

三十六種對面不識錯法一巻　明一切三十六種對面不識録錯

（第15紙表につづく）

（折目）

（継目）

（第13紙紙背表）

四教者

三別教　大乗界内事教（マヽ）　明四門　同

四円教　大乗界内理教（マヽ）　明四門　同

（折目）

（第13紙紙背裏）

一　慈悲停心―治嫉妬
二　数息停心―治覚観
三　不浄停心―治貪
四　因縁停心―治癡
五　念佛停心―治障道
　　亦云界方便停心

一　五停心

二　別想念處
　　嫉妬等五障既除観
　　恵□明
　　次観四念處○破四□（顚倒カ）
　　四念處者身受□

三　惣想念處
　　四顚倒者常未□（観カ）
　　破四顚倒也
　　前別観今惣観□

（継目）

（第12紙紙背表）

三賢位―外凡位
　　資□位
　　順解脱分位

七賢位

（第12紙紙背裏）

- 内凡位
- 四善根位
  - 順決擇分位

一 燸法位
- 聖道如火能焼惑薪聖道
- 前相故名為燸也

頂法位
- 前燸善根漸増長至成満

二 得四如意定修□諦観在燸□
- 山頂観四方悉明了
- 一欲如意定—亦云欲神足
- 二勤如意定—亦勤神足
- 三信如意定—亦信神足
- 四観如意定—亦云観神足
- 四如意定者
  - 亦云四神足

十六諦観者
- 四諦下各有四行相也
- 苦空無常無我

（折目）

（継目）

（第11紙紙背表）

一苦諦—四
- 一苦行相　二空行（相カ）
- 三無常行相四無我（行相カ）

二集諦—四
- 因集生縁
- 一因行相　二集行相
- 三生行相　四縁行相

三滅諦—四
- 滅静妙離
- 一滅行相　二静行相
- 三妙行相　四離行相

四道諦—四
- 道如行出
- 一道行相　二如行相
- 三行々相　四出行相

（第11紙紙背裏）

三忍法位
- 是善根所成五陰智忍性
- 於四諦能忍楽欲故名忍法也
- 至此忍位不随（マヽ）悪道又不受
- 女身也

（折目）

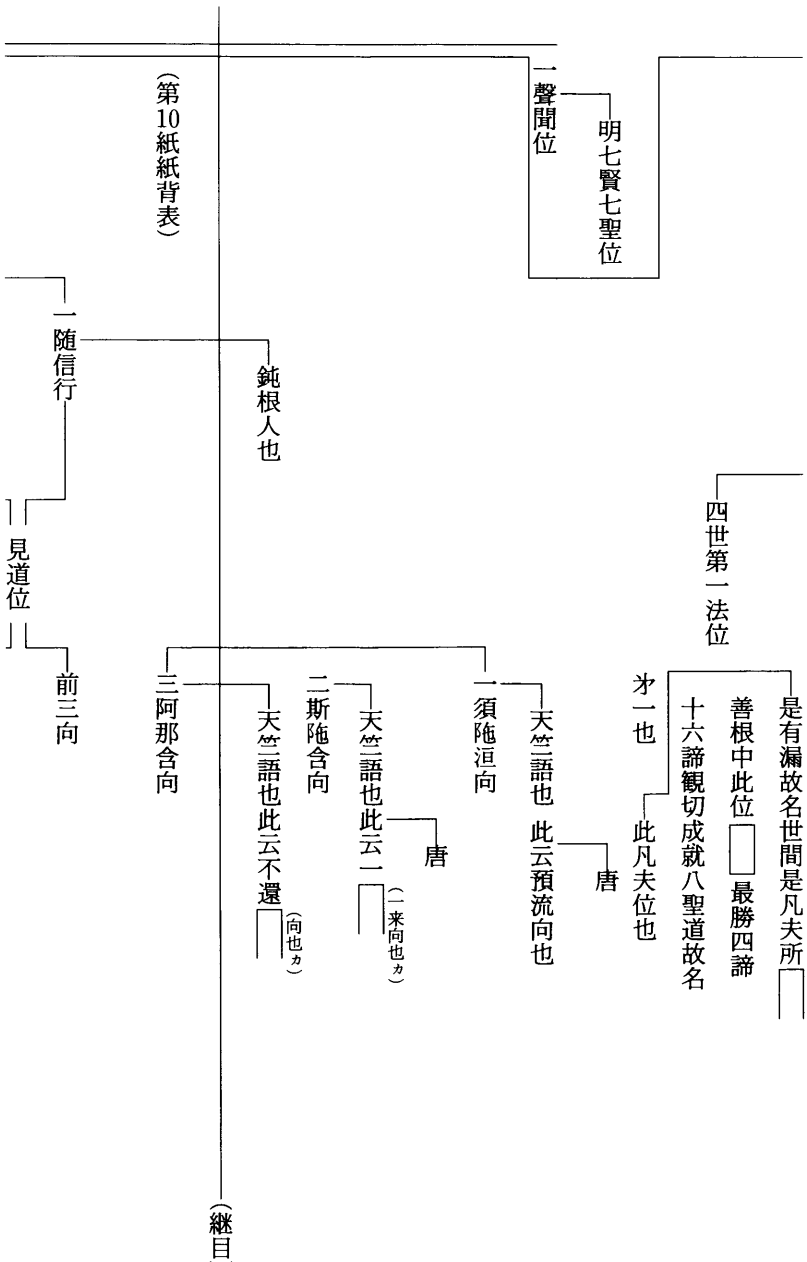
明七賢七聖位
一聲聞位
四世第一法位
是有漏故名世間是凡夫所□
善根中此位□最勝四諦
十六諦観切成就八聖道故名
才一也
此凡夫位也
唐
天竺語也 此云預流向也
一須陁洹向
唐
天竺語也此云一□（一来向也カ）
二斯陁含向
天竺語也此云不還□（向也カ）
三阿那含向
（第10紙紙背表）
鈍根人也
一随信行
見道位
前三向
（継目）

七聖位

二隨法行
利根人也

三信解
鈍根人也

四見得
利根人也

五身證
通利鈍人也

修道位

前三果位

一須陁洹果
初果　天竺語也
唐
此云預
（流果也カ）

二斯陁含果
二果　天竺語也
此云一来果也

三阿那含果
三果　天竺語也
此云不還果也

修十六心時證須陁洹果

分聖位也

断八十八使見惑

（第10紙紙背裏）

亦云修惑也

欲界有九品思惑

断欲界前□品　■思惑證斯陁含果

（折目）

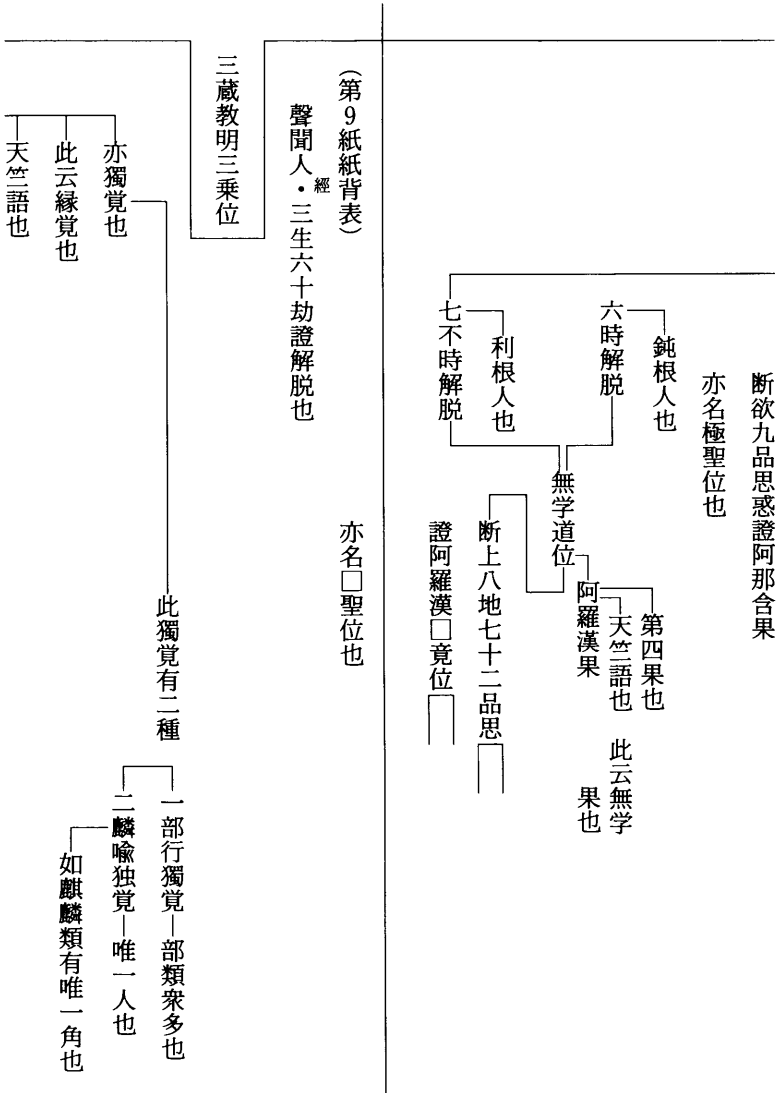
(第9紙紙背表)
聲聞人・三生六十劫證解脱也
三蔵教明三乘位
亦名□聖位也
亦獨覚也
此云縁覚也
天竺語也
此獨覚有二種
一部行獨覚—部類衆多也
二麟喩独覚—唯一人也
如麒麟類有唯一角也
(継目)
断欲九品思惑證阿那含果
亦名極聖位也
鈍根人也
六時解脱
利根人也
七不時解脱
無学道位
第四果也
阿羅漢果
天竺語也
此云無学果也
断上八地七十二品思□
證阿羅漢□竟位□

二辟支佛位―観十二因縁

十二因縁者

一無明
二行
三識
四名色
五六入
六觸
七受
八愛
九取
十有
十一生
十二老死

過去二因
現在五果
現在三因
未来両果

（折目）

（第8紙紙背表）

縁覚人○四生百劫□也

（第9紙紙背裏）

（継目）

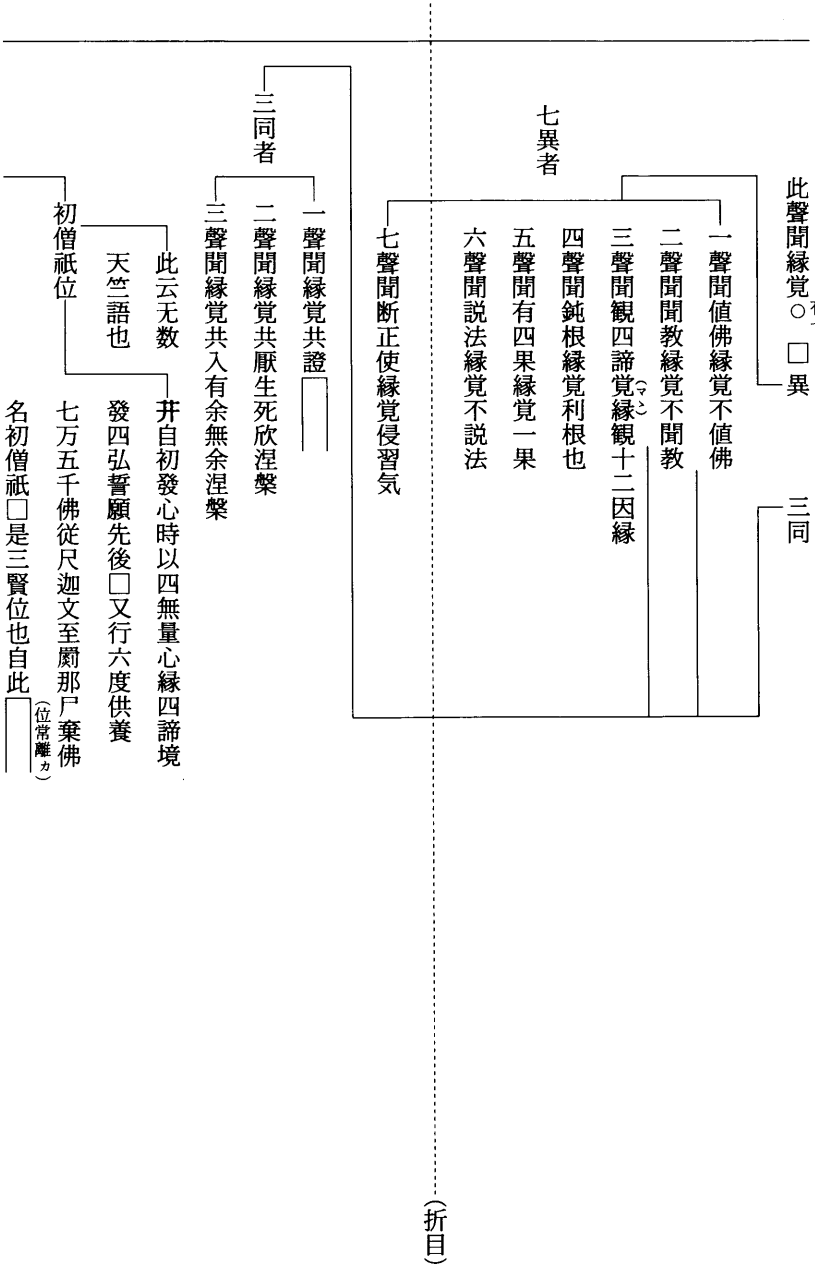
此聲聞縁覚○有七□異
三同
一聲聞値佛縁覚不値佛
二聲聞聞教縁覚不聞教
三聲聞観四諦覚縁(マヽ)観十二因縁
四聲聞鈍根縁覚利根也
五聲聞有四果縁覚一果
六聲聞説法縁覚不説法
七聲聞断正使縁覚侵習気
七異者
(折目)
一聲聞縁覚共證□
二聲聞縁覚共厭生死欣涅槃
三聲聞縁覚共入有余無余涅槃
三同者
此云无数
天竺語也
并自初發心時以四無量心縁四諦境
發四弘誓願先後□又行六度供養
七万五千佛従尺迦文至爾那尸棄佛
名初僧祇□是三賢位也自此(位常離カ)
初僧祇位

（第8紙紙背裏）

女身但未知自當作佛□（不作佛カ）

從罽那尸棄佛至燃燈佛名□

二僧祇□供養七□（万カ）六千佛□

第二僧祇位

法位□□□（自カ）□（雖カ）□（知カ）作佛□人不□

三菩薩位

經三僧祇百大劫成佛

從然燈佛至毘婆尸佛為第□（三カ）

僧祇□供養七万七千佛此頂法

位也并明知當作佛亦為人説之

第三僧祇位

百大劫

此位中種三十二相業因六度満足

是下忍位也有八相一上天下天二

託胎三出胎四出家五降魔□

是中忍位也　亦名甫處位上忍世才一

位最後心時三十四心断結成佛

（継目）

（第7紙紙背表）

（第7紙紙背裏）

三蔵教者一修多羅此云法本亦名定蔵亦名經蔵　二毘尼
蔵此云滅亦名戒蔵亦名律蔵　三阿毘曇蔵
此云無比法亦名恵蔵亦名論蔵新譯經論云□素
怛覧蔵毘那（マヽ）蔵阿毘達广蔵此戒定恵三法通名
蔵者蔵□含蔵為義故□□能含理戒云理能
含　故名為蔵四教皆雖有戒定恵但三蔵教
明生滅戒定恵故名三蔵教□小乘教故□
但化二乘傍并化此界内事教也三乘雖異同□
度折空智同歸偏真理此空観也　此教明□（亦有カ）
□四諦法□有四門謂有門空門非有非空門□

（折目）

（継目）

（第6紙紙背表）

亦空門也雖有四門有門得道○毘（曇カ）□論明有□
明七賢七聖位成實論明空門即明二十七賢□

聖迦旃經□非有非空門昆勒論明亦有亦□（空カ）
門此論彼經自天竺不来此土故不明階位此□
明種〻法門所謂四諦十二因縁六波羅密　三
十七品菩提分法等也

（折目）

（第6紙紙背裏）

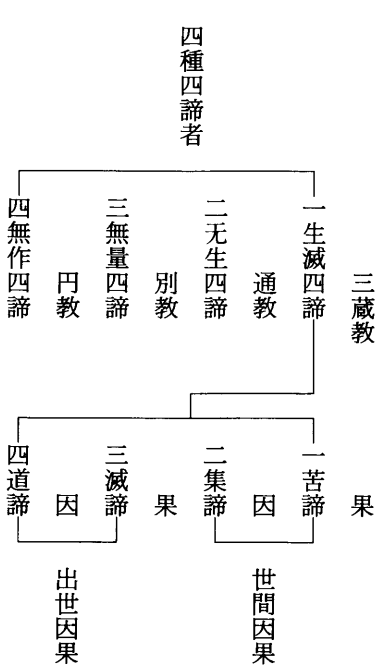

四種二諦者

一生滅二諦
- 一真諦
- 二俗諦

二无生二諦　同

三无量二諦　同

四无作二諦　同

（第5紙紙背表）

四種十二因縁者

一生滅十二因縁　在前

二无生十二因縁　同

三无量十二因縁　同

四无作十二因縁　同

四念處位

一身念處

二受念處

三心念處

四法念處

（継目）

（第5紙紙背裏）

四正断
- 一爲断已生悪法一心勤修精進
- 二爲令未生悪法不生一□心修精進
- 三爲令未生善法生一心修精進
- 四爲令已生善法増長一心修精進

燸法位

（折目）

（第4紙紙背表）

四神足
- 一欲神足
- 二勤神足
- 三心神足
- 四観神足

頂法位

（継目）

五根
- 一信根
- 二精進根
- 三念根
- 四定根
- 五恵根
- 忍法位

三十七品菩薩提分法也

（第4紙紙背裏）

五力
- 一信力
- 二進力
- 三念力
- 四定力
- 五恵力
- 世才一位

一念覚支
二擇法覚支
三精進覚支

（折目）

（継目）

（第3紙紙背表）

七等覚支
修道位
四善覚支
五軽安覚支
六定覚支
七捨覚支

八正道支
一正見
二正思惟
三正語
四正乗
五正命

（第3紙紙背裏）

六正精進
七正念
八正定

苦法智忍
苦法智
断欲界苦諦下煩悩

（折目）

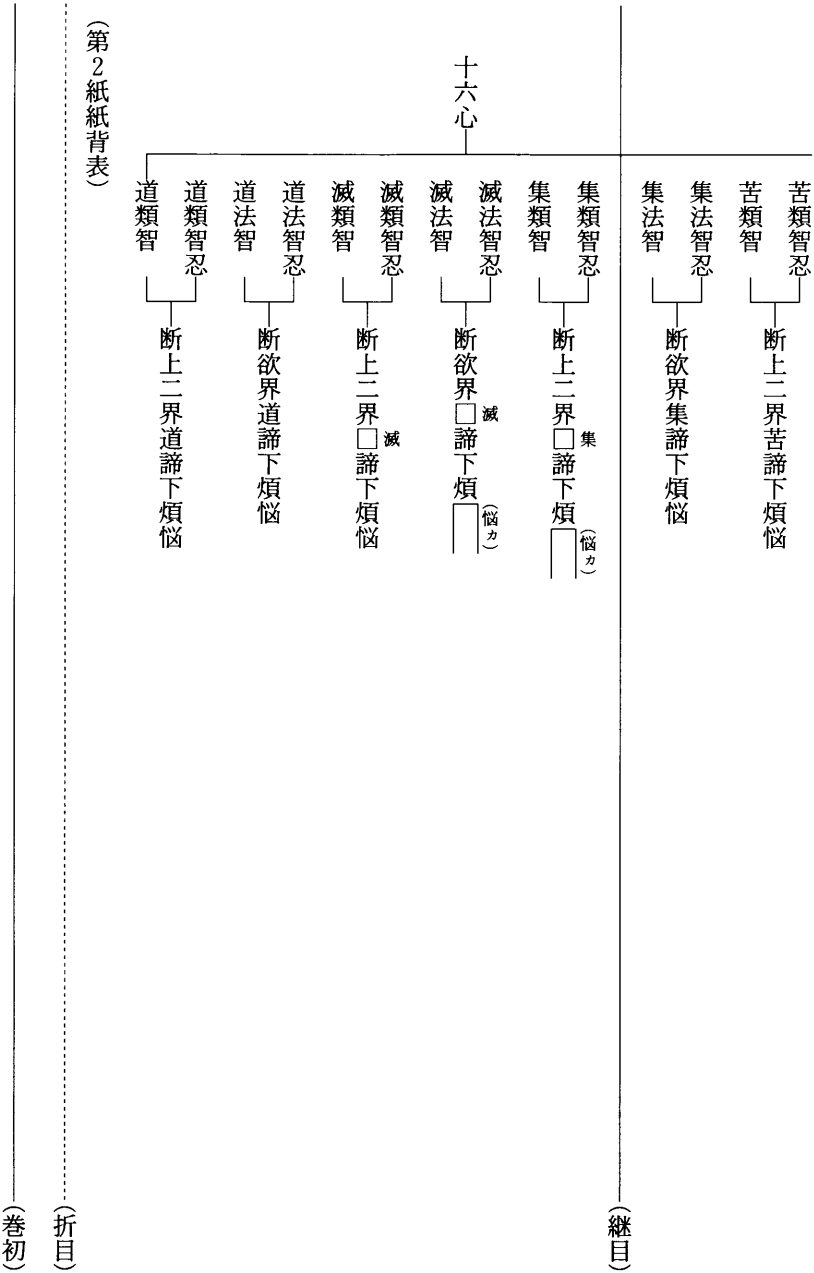
苦類智忍
苦類智
断上二界苦諦下煩悩
集法智忍
集法智
断欲界集諦下煩悩
集類智忍
集類智
断上二界□集諦下煩悩□(悩カ)
十六心
滅法智忍
滅法智
断欲界□滅諦下煩悩□(悩カ)
滅類智忍
滅類智
断上二界□滅諦下煩悩
道法智忍
道法智
断欲界道諦下煩悩
道類智忍
道類智
断上二界道諦下煩悩
(継目)
(第2紙紙背表)
(折目)
(巻初)

註

(1) 仏法伝来の記事の欠損部分で補える箇所は国史大系本『扶桑略記』の記事で補足し（　　）を付した。

(2) 『開元釈教録』の記事の欠損部分は、大正新修大蔵経本で補い（　　）を付した。
また、光長寺本と大正蔵経との文字が相違する場合は、文字の横に（　　）で大正蔵経の文字を注記した。

(3) 『続高僧伝』の記事の欠損部分については、註（2）と同様に注記した。

(4) 「翻經臨壇西明寺賜紫沙門圓照等奉　勅撰」の記事は、現大正蔵経本所収『貞元新定釈教目録』には見えず、削除された部分である。

(5) 『貞元新定釈教目録』の欠損部分については註（2）と同様に注記した。

(6) 「又云　三階佛法四巻」以後の記事は大正蔵経本所収『貞元新定釈教目録』には見えず、削除された部分である。このことから、光長寺本の本目録が、削除以前の古目録の写しであることがわかる。但し、光長寺本は文末が断絶していて不明であるが、塚本善隆氏「日本に遺存する原本『貞元新定釈教目録』」によれば、古写本には後掲の記事が存在していたとされるので、光長寺本にも当初は後掲の記事が筆写されていたと思われる。尚、削除部分について欠損部分は、塚本論文で補い、文字の相違については、（　　）内に塚本氏引用古写本の文字を注記した。

（光長寺本欠損部分）

前後　手詔答表一十九道、共為十巻、又碑文惣五巻、上件教跡、垂範将来、多歴年代、其三階集録、去開皇十七年已編入、歴代三宝録去竜朔二年又編入大唐内典録、至開元釈教録僧智昇遺漏、今奉　天恩撰録之次、伏請

牒修撰目所、編入貞元新定釈教目録、翼得聖跡重新、増光仏日、沢流沙劫、道済無窮、謹按大集経云、仏以法付属国王大臣、伏惟中尉匡、輔明時護仏法、善才等忝継遺訓謬伝法燈敢竭愚誠、伏請処今者、准状牒修撰院者、故牒

貞元十六年四月十三日牒

判官揚州大都督府法曹参軍陸　令儀

使右監門衛将軍第五　守亮

右前件集録今奉

勅右街功徳使牒謹編入貞元新定釈教

目録賢聖集伝中如下第三十巻説